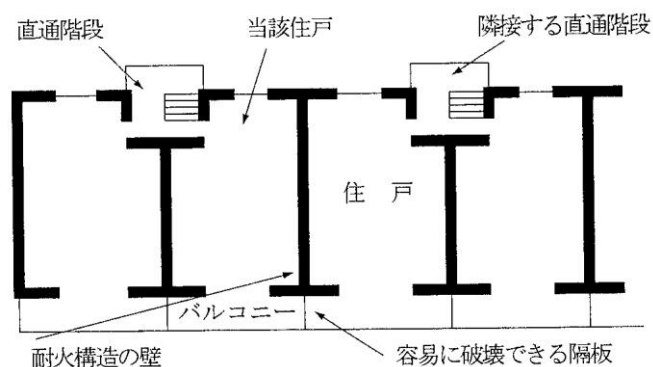


## 第4 避難計画

### 1 避難施設等

#### (1) 階段室型共同住宅に対する建基政令第5章第2節の取扱い

主要構造部を耐火構造とした階段室型共同住宅で一の住戸から容易に破壊し得る隔板を設置した避難上有効なバルコニー等を経由して当該住戸に面する直通階段以外の直通階段（以下この項において「隣接する直通階段」という。）に避難できる場合、建基政令第5章第2節の規定の適用に当たっては、当該住戸と隣接する直通階段とは同一の建築物内にあるものとみなす（第4-1図参照）。（昭和54年1月24日建設省建住指発第1号-2）



第4-1図

#### (2) 直通階段

ア 建基政令第120条の直通階段には、次のものは含まれないものであること。

(ア) 階段の踊り場等が居室等の一部を兼ねているもの

(イ) 階段出入口の位置から、上下階への階段の出入口が容易に見通せないもの、あるいは著しく離れているもの

イ 避難上有効なバルコニー等

建基政令第121条の避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するものは次によること。

(ア) バルコニー

a バルコニーの位置は、直通階段の位置とおおむね対称の位置とし、かつ、当該階の各部分と容易に連絡されていること。

b バルコニーは、道路等又は幅員75cm以上の敷地内の通路に面し、かつ、安全な場所に避難することができる手段が講じられていること。

※ 安全な場所に避難することができる手段とは、埋込みはしご等により地上への避難導線が確保されているものをいう。

c バルコニー（共同住宅の住戸等に附属するものを除く。）の各部分から2m以内にある当該建築物の壁は、耐火構造とし、その部分に開口部がある場合は、その開口部に防火設備が設けられていること。

d バルコニーの面積は、当該階の居室の床面積の合計の3/100以上かつ2㎡以上である

こと。

- e 屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は 75cm 以上、高さは 1.8m 以上、下端の床面からの高さは 15cm 以下であること。
- f バルコニーは、十分外気に開放されていること。
- g バルコニーの床は、耐火構造とし、かつ、構造耐力上安全なものとする。

(イ) 屋外通路

- a 当該階の外壁面に沿って設けられ、直通階段の位置とおおむね対称の位置で屋内と連絡されていること。
- b 当該階の各部分と容易に連絡されていること。
- c 通路の一端は、直通階段に連絡され、他端は安全な場所に避難することができる措置が講じられていること。  
※ 直通階段が外壁に接して設けられていない場合、又は通路を直通階段に連結することが困難でやむを得ない場合等にあつては、両端に安全な場所に避難することができる手段を講じたもの。
- d 屋内部分との区画、出入口の戸及び構造については、バルコニーの場合と同様にされていること。

(ウ) その他これらに類するもの

下階の屋根、ひさし等（耐火構造のものに限る。）で、ア又はイのバルコニー、屋外通路と同等以上の避難上の効果を有するものは、その他これらに類するものとして取り扱うことができるものであること。

ウ 直通階段の避難階における構造等

建基政令第 120 条の直通階段を避難階においてはね上げ式とする場合は次によること。

(ア) 自動式であること。

(イ) 避難に当たって容易に設定することができること。

※ 地上等から容易に設定できることが望ましい。◆

(3) 2 以上の直通階段

次に掲げる階段は、建基政令第 121 条で定める 2 以上の直通階段として扱えないものであること。

ア 2 以上の階段が途中階（避難階を含む。）で一の階段となるもの

イ 2 以上の直通階段を必要とする階が、一の階段室内を経由しなければ他の階段に到達できない避難導線となっているもの

(4) 屋外避難階段の構造

建基政令第 123 条第 2 項で定める屋外に設ける避難階段は、各階において階段周長の 1 / 2 以上が直接外気に開放されているものであること。

なお、手すりは、建基政令第 25 条により設置し、転落防止のためおおむね 90cm 程度（ただし、踊り場は 110cm 以上）とすること。

(5) 屋外への出口

ア 建基政令第 125 条第 3 項の適用にあたって、地上階と地下階がある場合の屋外出口の幅は、

店舗の存する地上階の最大の床面積と地下階の最大の床面積を合算した床面積で幅員計算をすること。◆

イ 建基政令第 125 条に定める避難階の屋外への出口は回転扉としないこと。◆

(6) その他

ア 建基政令第 120 条の居室等の歩行距離は、火災時等の避難を想定したものであるから、室内の間仕切り、家具等を考慮したものとする必要がある。◆

イ 階段の踊り場には、各階の表示をしておくこと。◆

ウ 避難経路となる通路、階段等の壁及び天井には避難上支障となる鏡等を設けないこと。◆

エ 直通階段が避難階において上層、下層のいずれにも連なる場合は、直通階段の階段室内に避難階である旨の表示等をしておくこと。◆

※ 避難口誘導灯、誘導標識を設置すること。◆

オ 避難通路等には、避難の障害となるような段差は設けないこと。

## 2 条例第 6 章に規定する避難管理

条例第 6 章に規定する避難管理は、次により取り扱うこと。

(1) 劇場等の客席（条例第 43 条、第 44 条、第 44 条の 2 関係）

ア 屋内の客席（第 4 - 2 図～第 4 - 7 図参照）

(ア) 劇場等の客席とは、劇場、映画館、演芸場などにあつては入口ホール、事務室、映写室、売店、階段、便所、舞台部等を除いた催物観覧用の部分をいい、集会場又は公会堂にあつては集会室で催物を行う場合の観覧用の部分をいう。

(イ) いす席の間隔とは、前席の最後部と後席の最前部の間の水平距離をいうものであるが、自動的に座が跳ね上がる方式のものにあつては、座を跳ね上げた状態で水平距離を測定し、座の跳ね上がらないもの又は手動によって座の上がるものについては、跳ね上がらない状態での水平距離を測定する。

(ウ) 座席の幅とは、入場者一人当たりの占有幅を指すものであつて、一のいすの幅をいうものではない。長いす式のいす席の場合には、当該いす席の正面幅を 40 センチメートルで除して得た数を超えて入場者を着席させることはできない。

(エ) 「横に並んだいす席（ます席）、縦に並んだいす席」等の表現における横又は縦とは、いずれも舞台等に面して横又は縦を指すものである。

(オ) いす席の間隔と基準席数の関係は次のとおりである。

いす席の間隔 A (cm)	基準席数 (小数点以下切捨て)
35 以上 47 未満	$8 + (A - 35)$
47 以上	20

(カ) 算定幅員の「想定される人数が最大となる地点での当該通過人数」の算定に当たっては、各避難口より概ね均等な歩行距離となるよう分割して行うこと。

(キ) 通路の幅員は、通路のどの部分においても通路ごとに定まる幅員を下まわってはならない。

(ク) 客席の通路は避難口に直通していなければならないが、ここでいう「直通」とは、「直線

的に通ずる」ことを要求したものではなく、客席の避難通路と避難口（出入口を含む。）が避難上支障ないように通じていれば直通していると解して取扱うこと。

(ケ) 「避難口」とは、省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号に掲げる場所に設ける非常時の避難専用開口部をいい、「出入口」とは、人が日常出入りするために設けた開口部であるが、非常時にも主要な避難経路として避難に利用することができる開口部をいう。

#### イ 屋外の客席（第 4－8 図参照）

(ア) 屋外の客席とは、客席がスタンドのみのものと、スタンドに屋根を設け一面以上が解放されている構造のものも屋外の客席として取扱う。また、スタンドがなく芝生をスロープ化して使用する席も含まれる。

(イ) いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合とは、例えば、背もたれのない長いすのような形のものをいう。

(ウ) 条例第 44 条第 4 号イの通路の方向は、舞台等に面して横方向であることを要さず、また、歩行距離 40 メートルの起算点は、各座席であって、各座席から通路に達した地点ではない。

(エ) 条例第 44 条第 4 号アの通路とイの通路（いす席の場合）及びウの通路とエの通路（ます席の場合）は、それぞれ双方の要件を満足する限り、共用しても差し支えない。

#### ウ 基準の特例

条例第 44 条の 2 に規定する基準の特例は、劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等から総合的に判断し、避難上支障がなく安全性が十分確保されている場合に認められるものであるが、特例の認定に際しては、次のことに留意すること。

##### (ア) 位置

劇場等の周囲に十分に広い空地がある場合等である。

##### (イ) 収容人員

条例第 47 条に規定する定員が少ないことのほかに、劇場等の入場者の密集度を考慮すること。

##### (ウ) 使用形態

a 集会場及び公会堂等において、映画、演劇等の開催のほかに、いすの移動を要するような用途にも使用する場合等である。

b 特例により可動式のを設置する場合において、従来と同等以上の安全性が確保される場合、必ずしも常に条例第 43 条第 2 号及び第 44 条第 2 号に規定するいす背の間隔の基準を満たしていることを要しない。

c 客席（最下層にあるものを除く。）の最前部及び立見席を設ける部分とその他の部分との間に安全かつ確実に避難が行える措置等を講じた場合は、必ずしも高さ 75 センチメートル以上の手すりを設けることを要しない。

##### (エ) 避難口その他の避難施設の配置等

a 避難口、廊下、階段、避難通路等が法令の規定以上に十分に整備されている場合等であるほか、警備員の配置等も含まれる。

b 避難口の設けられる場所等により、立見席の位置は必ずしも客席の後方であることを要しない。

(2) 避難通路（第 45 条、第 46 条関係）

ア キャバレー等の避難通路

原則として、階ごとにキャバレー等及び飲食店の客席の床面積を合計して、150 m<sup>2</sup>以上となる場合に規制するものであるが、店舗が一の構えを有するときは、各店舗ごとの床面積により規制するものとして差し支えない。

イ 百貨店等の避難通路（別記「避難通路の設け方」参照）

(ア) 原則として、階ごとに百貨店等の売場の床面積を合計して、150 m<sup>2</sup>以上となる場合に規制するものであるが、店舗が一の構えを有するときは、各店舗ごとの床面積により規制するものとして差し支えない。

(イ) 売場又は展示場とは、販売のための商品を陳列してある部分並びに製品見本その他物品を観覧の用に供するため陳列している場所であって、事務所部分、商品の入出荷部分並びに従業員休憩所及び従業員食堂等これらに類する部分は該当しない。

(ロ) 避難通路は、商品、商品ケース等の配置により設けられた通路をいうものであること。

(エ) 主要避難通路は、売場又は展示場内に幹線的に設けるもので、避難口に通じるものであること。

なお、避難口相互間を結ぶ通路は、幹線的として扱うものであること。

(オ) 避難口は次に掲げるものをいうものであること。

- a 避難階の屋外へ通じる出入口
- b 直通階段への出入口（避難階を除く。）
- c 隣接建築物への連絡通路の出入口
- d 地下街の店舗から地下道へ通じる出入口
- e 連続式店舗とこれに類するものの各店舗から屋内通路へ通じる出入口

(カ) 主要避難通路及び補助避難通路の取扱い

- a すべての避難口には、主要避難通路が設けられていること。
- b 補助避難通路は、売場の一の区画が 300 m<sup>2</sup>以下となるように設けること。◆
- c 一の避難口において複数の出入口がある場合は、すべての出入口に主要避難通路又は補助避難通路を設けること。

(キ) 3階以上の収容人員の合計が 30 人以上のもの又は延べ面積が 1,500 平方メートル以上のものには、保有しなければならない避難通路と他の部分とを明確に識別できる表示をすること。◆

ライン等により識別する場合は、幅 7 センチメートル以上とし、色彩については限定しない。

(3) ディスコ等の避難管理（第 45 条の 2 関係）

ア 特殊照明及び音響の停止とは、非常ベル若しくは放送設備の起動又は自動火災報知設備の作動と連動して停止するもの又は常時従業員が勤務する場所において手動により停止させるものをいう。

イ 避難上有効な明るさとは、床面において 1 ルクス以上の照明を確保できるものをいう。

(4) カラオケボックス等の避難管理（第 45 条の 3 関係）

ア 条例第 45 条の 3 の対象となるカラオケボックス等とは、「政令別表第 1 (2) 項ニに掲げる店舗その他これに類するもの」で、一の店舗に複数の遊興の用に供する個室を有するものをいい、一の店舗に当該個室が一しかないものは含まれない。

イ 「その他これらに類するもの」とは、政令別表第 1 (2) 項ニに掲げる店舗には該当しないが、これに類似する個室型の店舗を想定している。

ウ カラオケボックス等に該当する部分が、いわゆる機能従属により他の用途に該当するものについても、カラオケボックス等に該当する部分について本条は適用される。

エ 「個室」には、カラオケボックス等を利用する客が直接利用しない事務室、物品庫、厨房等は含まれない。また、客が利用するトイレ、洗面所、シャワー室等についても、「個室」には含まれない。

オ 「(これに類する施設を含む。)」とは、壁等により完全に区画された部分だけでなく間仕切り等による個室に準じた閉鎖的なスペース等も含むものであり、目隠し程度のパーティションで仕切られたものなど個室相当とみなすことのできる様々な形態の施設も含まれる。

カ ただし書きの「避難上支障がないと認められるもの」の適用にあたっては、次のようなものが考えられる。

(ア) 当該外開き戸が、避難通路の幅員を狭めないような構造で、避難上有効に管理されているもの。

(イ) 当該避難通路の有効幅員が広く、避難に支障がないと判断されるもの。例えば、片側に個室がある場合は、外開き戸を開放した時に避難通路の内壁から外開き戸までの有効幅が概ね 60 センチメートル以上確保できる場合。また、避難通路の両側に個室がある場合は、両方の外開き戸を開放した状況で、双方の外開き戸の間に概ね 60 センチメートル以上の有効幅が確保できる場合。(図 9、図 10 参照)

※ 概ね 60 センチメートルとは、人ひとりが通行するために必要な幅を目安としたもの。

#### (5) 一時避難広場 (第 46 条の 2 関係)

ア 条例第 46 条の 2 第 6 号の消防長の指定はされていない。

イ 条則第 7 条の 2 第 1 号に規定する避難設備には、条例第 46 条の 2 第 1 項に規定する避難器具を含む。

ウ 規則第 7 条の 2 第 2 号の避難の障害となる工作物には、物品であっても容易に移動できない重さのものを含む。

エ 屋上広場の面積の取扱いについては次によるものとする (第 4-9 図~第 4-12 図参照)。

(ア) 消防用設備等の設置単位について (昭和 50 年消防安第 26 号) 第 2. 1 により別棟扱いとなる場合は、別棟として規制する。

(イ) 規則第 7 条の 2 第 3 号に規定する屋上広場の面積については、上層階がセットバックしているなど屋上部分が 2 以上ある場合には、当該面積の算定はそれぞれの屋上広場の面積の合計とする。(省令第 4 条の 2 の 2 に規定する避難上有効な開口部から避難できないものについては屋上広場の面積に算定できない。) ただし、そのうち 1 箇所の屋上広場は、床面積が最大の階 (5 階以上) の 3 分の 1 以上、又は 200 m<sup>2</sup>以上の広さを確保しなければならない。

(ウ) 建築物がツインビル等の形状により、5階以上の階の部分相互間で往来できない場合、条例第46条の2の規定についてはそれぞれの部分ごとに床面積を合算し設置の要否を判断する。

5階以上の階で往来できる階が存する場合は、5階以上の全ての床面積を合算し設置の要否を判断する。

オ 屋上広場へは、2以上の異なる経路の直通階段により到達できるように指導するものとする。

カ 屋上広場に設置しなければならない避難器具については次によるものとする(第4-13図、第4-14図参照)。

(ア) 屋上広場に到達できる直通階段が2以上設けられている場合で、このうち、1の階段が省令第26条第2項に規定する避難階段若しくは特別避難階段であるとき又は隣接する防火対象物に有効に避難できる設備が設置されているときは、避難器具を設置しないことができる。

(イ) 屋上広場が2以上ある場合は、全ての屋上広場に避難器具を設けなければならない。ただし、それぞれの屋上広場が、屋外階段又は転落防止措置が講じられた避難はしご(病院又は老人、児童福祉施設にあっては屋外階段に限る。)で相互に往来できる場合については、主要な屋上広場(床面積が最大の階(5階以上)の3分の1以上、又は200㎡以上の広さを有する屋上広場をいう。)のいずれかに設置することで足りる。

キ 次のいずれにも該当する場合には、屋上広場の設置を免除することができる。ただし、建基政令第126条第2項に規定する屋上広場の設置を要する建築物を除く(第4-15図参照)。

(ア) 屋上広場に到達できる建基政令第123条に規定する避難階段又は特別避難階のうち、避難階において屋内を経由することなく直接屋外の安全な場所に避難できるものが屋上の概ね対角位置に2箇所以上(このうち、1箇所は屋外避難階段又は特別避難階に限る。)設けられていること。

(イ) アの階段相互間に幅員1.6メートル以上の避難通路が設けられていること。

ク 屋上広場で行うビアガーデン等の催物については、容易に移動できない工作物等を設置することにより屋上広場の面積が物理的に減少してしまうものは認めることはできないが、いす、テーブル等の容易に移動できる物品であれば、屋上広場の面積を有効に確保できる範囲において認めることができる。

(6) 劇場等の定員(第47条関係)

ア 移動式のいす席の部分については、定員の算出基礎は、条例第47条第1号アによる。

イ 客席内の避難通路は、通路の幅、数等が基準以上であっても、その部分を客席として使用することは原則的には認められない。したがって、この部分を立見席、待見席、補助いす席等に使用することはできない。

ウ その他公衆の見やすい場所とは、例えば入場券発売窓口、ロビー中央壁部分等をいう。

(7) 避難施設の管理(第48条関係)

ア 廊下、階段等の有効幅員を狭めないような構造とは、戸が180度に開放でき、壁と平行になる構造をいう。

イ 内開き以外の戸とは、外開き戸のほか、引き違い戸、片引き戸、押上げ戸等をいう。

ウ 非常時に自動的に解錠できる機能を有するものとは、次の構造のものをいう。

(ア) 停電時に手動開放できるなど避難上支障とならないもの

(イ) 自動火災報知設備の作動と連動して解錠できるもの

(ウ) 人が常時監視している防災センター等から遠隔操作できるもの

エ 屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる構造とは、避難しようとする際に、かぎ、IDカード、暗証番号等を用いることなく容易に解錠できる構造のものをいう。

オ 避難口のとびら等の床面（防火シャッターの降下線を含む。）の表示は、ライン等で識別する場合は、幅7センチメートル以上でとびらの回転半径以上の部分に明示し、色彩については限定しない。（第4-16図参照）★

(8) 避難口のとびら等の表示（第48条の2関係）

とびら等の緑色表示は、次の基準によること。

ア 避難上支障がないと認める場合には、政令別表第1(5)項口の用途に供する部分のとびらへの緑色表示を要しない。

イ 前各号に規定するとびら等に準ずるとびら等とは、前各号に規定するとびら等以外のとびらであって、避難方向を特に明確にする必要があるものをいう。

ウ 原則として、最終避難口（屋内から直接地上に通ずる出入口及びその附室出入口をいう。）のとびらには、緑色の表示を必要しない。ただし、誘導灯等の設置状況から最終避難口を容易に認識することができない場合（例えば、高天井のため誘導灯をとびらの上部の有効な箇所に設置できない場合、とびらが複数連続しているために、とびらの上部又は直近の有効な箇所に誘導灯が省略されている場合等で、誘導標識の設置も免除されているとき）は、とびらの表示を指導するものとする。

エ とびらの表示は、次によるものとする。（第4-17図～第4-19図参照）

(ア) 避難方向に向かって手前側の面に地を緑色、文字を白色で表示するものとし、それ以外の面には緑色等の紛らわしい色を使用しないこと。

(イ) 原則として、地は全面を緑色で表示する。ただし、ガラス戸等又は避難階段に通ずる通路に通じるテナントのとびらにあっては、幅12cm以上、長さはとびらの幅で床面から1m以上1.5m以下の高さに緑の表示をすることで差し支えない。

(ウ) とびらの緑色の範囲は、マンセル記号のうち、次によること。◆

a 色相は次によること。

(a) BG（2.5以下に限る。）

(b) G

(c) GY（5以上に限る。）

b 明度は3以上8以下であること。

c 彩度は3以上であること。

(エ) 文字は「非常出口」「非常階段」又は「避難タラップ」等とし、5cm以上の大きさと床面から1m以上1.5m以下の高さに明示すること。（塗料等の材料は反射性を有するものを原則とする。）



(オ) 周囲の壁面の色は、とびらの塗装色と同系色としないこと。ただし、とびらの緑色塗装面の周囲を幅 10 cm以上の白線で塗装することにより識別できる場合はこの限りでない。

オ 避難上支障がないと認める場合には、避難経路に設けられた手すり等への緑色の表示を要しない。

(9) 避難経路図の掲出等（第 48 条の 3 関係）

ア 旅館、ホテル及び劇場等にあつては階数が 3 以上、かつ、収容人員 30 人以上のもの、百貨店等にあつては延べ面積 1,500 m<sup>2</sup>以上のもの又は 3 階以上の階の収容人員の合計が 30 人以上のものを対象とする。その他、病床を有する診療所、福祉施設（通所施設を除く。）も規制対象となる。

イ 見やすい箇所とは、次の表に掲げる場所をいう。

用途別	見やすい箇所
劇場等	ロビー、階段、エレベーターホール、廊下及び喫煙所
百貨店等	階段、エレベーターホール、売場及び喫煙所
地下街	階段、地下道及び広場
旅館、ホテル	客室（案内冊子による表示も可）、ロビー、階段、エレベーターホール、廊下及びフロント
病院、福祉施設等	病室、待合室、階段、エレベーターホール及び廊下

ウ 避難経路図には次の事項が記載されていること。

(ア) 避難施設及び避難器具の設置位置

(イ) 2 方向に避難できる経路

(ウ) 通報要領、避難方法

（記載例）「店内放送の指示に従って下さい。」

「火災を発見した人は、店員に知らせて下さい。」

エ 避難経路図の大きさは、客室及び病室に掲出するものについては、日本工業規格 B 5 版以上のものとする事ができる。

また、材質については特に定めていないが、紙等の材質で破損又は汚損のおそれのあるものは、保護のための措置をすること。

オ 掲示の高さは概ね目の位置とし、その個数は、次の表に掲げる数以上とすること。

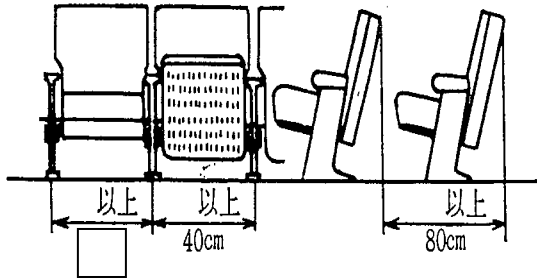
用途別	個数
劇場等、百貨店等、地下街	階ごとに、各階における階段の数（階段がない場合は適当な数）
旅館、ホテル、病院、福祉施設等	階ごとに、客室、病室等の数に各階における階段の数（階段がない場合は適当な数）を加えた数

カ 携帯用電灯の常備個数は次の表に掲げる数以上とすること。

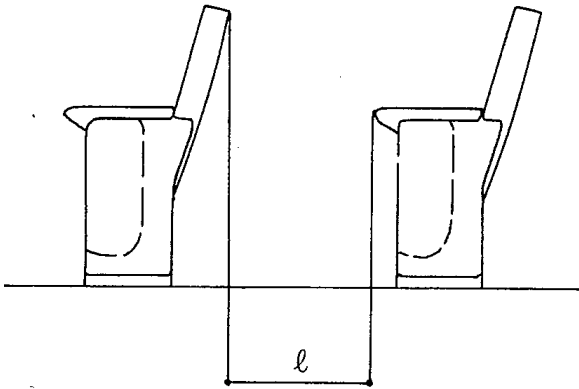
用途別	常備場所	数
劇場等	従業員詰所	常時勤務する従業員の数
地下街、百貨店等	各階の売場	階段数の 3 倍の数（階段がない場合は適当な数）

	警備員室	常時勤務する警備員の数
旅館、ホテル、病院等	各宿泊室	1個（5人以上を収容できる室にあつては、5人につき1個）
	従業員詰所	常時勤務する従業員の数

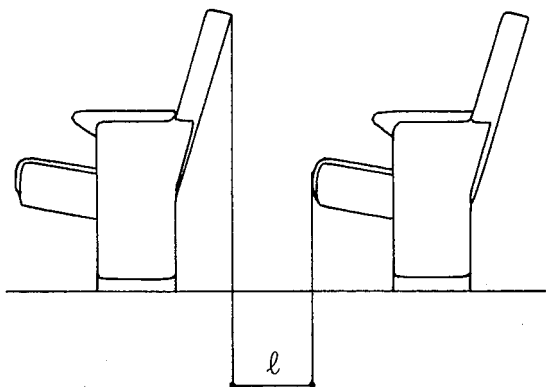
第4-2図 いす背の間隔と座席の幅



第4-3図 いす席の間隔（自動的に座が跳ね上がる方式）

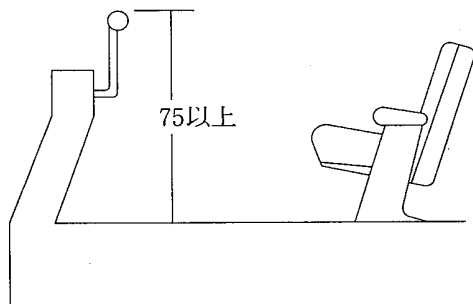


第4-4図 いす席の間隔（座の跳ね上がらないもの等）



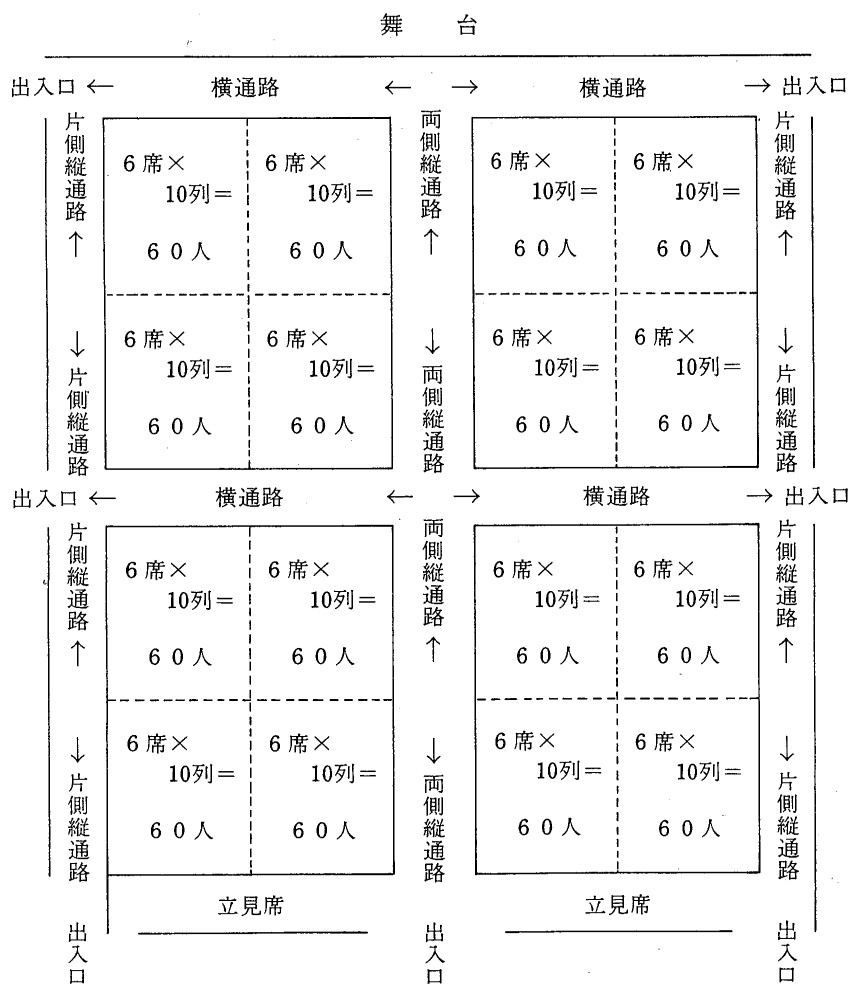
l : いす席の間隔  $\geq 35\text{cm}$

第4-5図 落下防止の手すり



第4-6図 劇場の座席配列の設計例（その1）

【12席×20列の座席配列の場合】



両側縦通路の計算

$6 \text{席} \times 10 \text{列} \times 2 \text{ブロック} \times 0.6 \text{ cm} / \text{人} = 72 \text{ cm} < 80 \text{ cm}$   
したがって、両側縦通路の幅員を 80 cm とする。

片側縦通路の計算

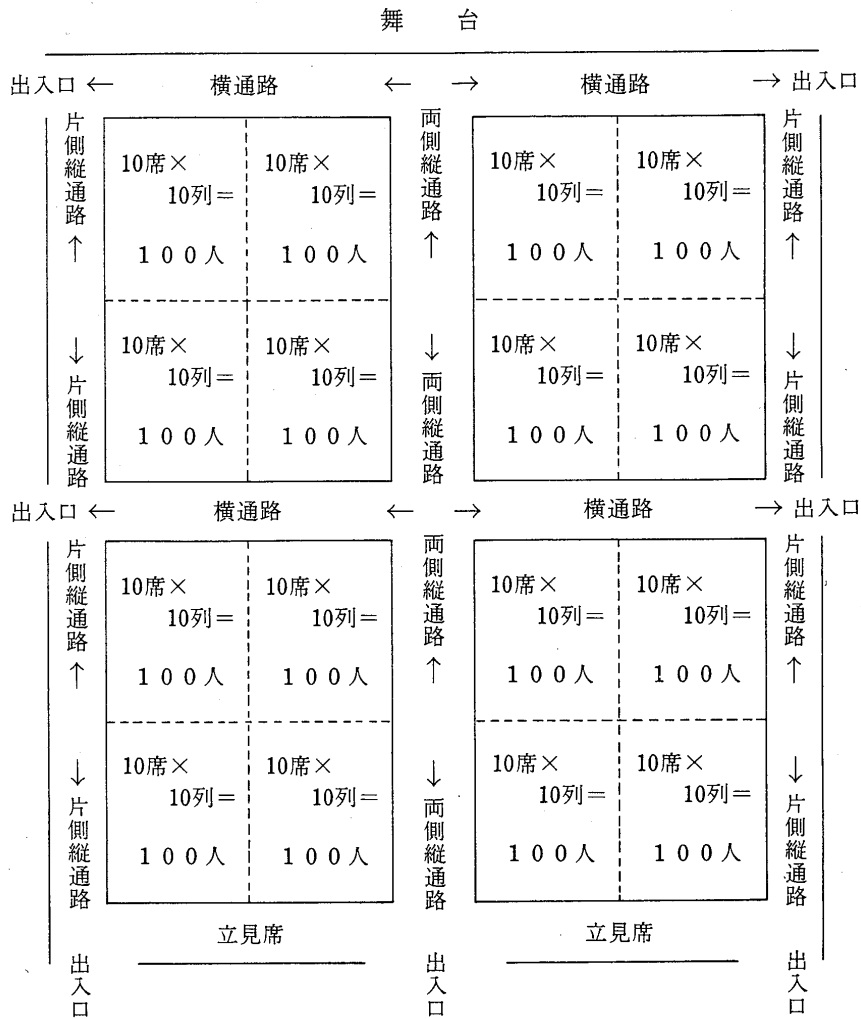
$6 \text{席} \times 10 \text{列} \times 0.6 \text{ cm} / \text{人} = 36 \text{ cm} < 60 \text{ cm}$   
したがって、片側縦通路の幅員を 60 cm とする。

横通路計算

$6 \text{席} \times 10 \text{列} \times 2 \text{ブロック} \times 0.6 \text{ cm} / \text{人} = 72 \text{ cm} < 100 \text{ cm}$   
したがって、横通路の幅員を 100 cm とする。

## 第4-7図 劇場の座席配列の設計例（その2）

【20席×20列の座席配列の場合】



両側縦通路の計算

$10 \text{ 席} \times 10 \text{ 列} \times 2 \text{ ブロック} \times 0.6 \text{ cm} / \text{人} = 120 \text{ cm} \geq 80 \text{ cm}$   
したがって、両側縦通路の幅員を 120 cm とする。

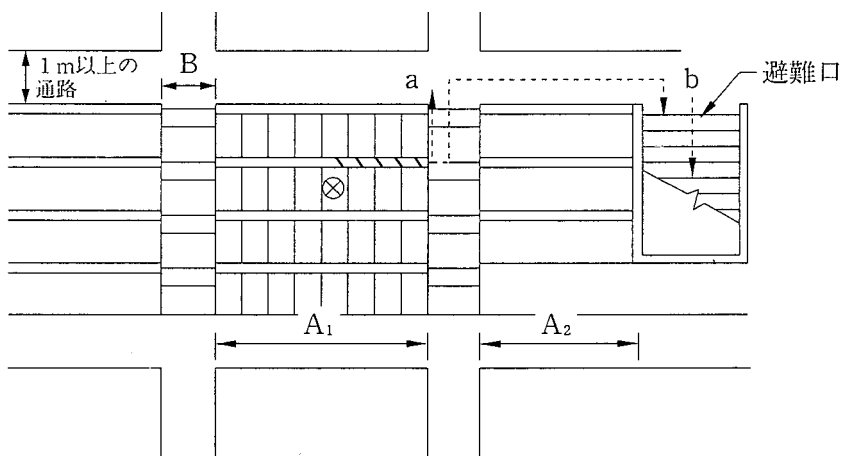
片側縦通路の計算

$10 \text{ 席} \times 10 \text{ 列} \times 0.6 \text{ cm} / \text{人} = 60 \text{ cm} \geq 60 \text{ cm}$   
したがって、片側縦通路の幅員を 60 cm とする。

横通路計算

$10 \text{ 席} \times 10 \text{ 列} \times 2 \text{ ブロック} \times 0.6 \text{ cm} / \text{人} = 120 \text{ cm} \geq 100 \text{ cm}$   
したがって、横通路の幅員を 120 cm とする。

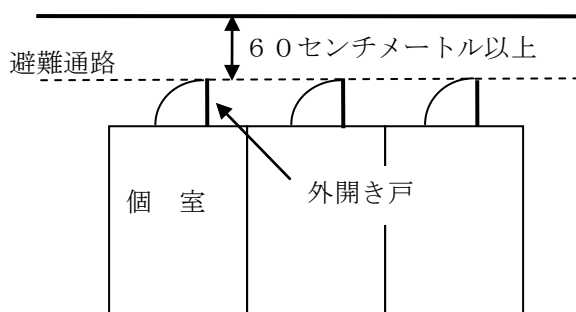
第4-8図 いす席を設ける屋外の客席の構造例



- ① 横列数  $A_1 \leq 10$  席 (20 席)  $A_2 \leq 5$  席 (10 席)  
 ※ ( ) 内はいす背がなく、かつ、いす座が固定している場合に適用
- ② 縦通路幅  $B \geq 80$  cm
- ③ 各座席から a 地点までの歩行距離は 15m 以下とし、各座席から b 地点までの歩行距離は 40m 以下とする。

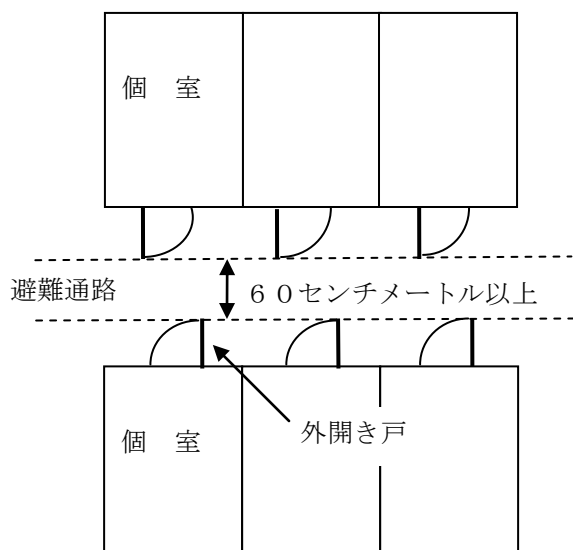
第4-9図 個室の外開き戸に自動閉鎖措置を必要としない例 (その1)

【避難通路の片側に個室がある場合】

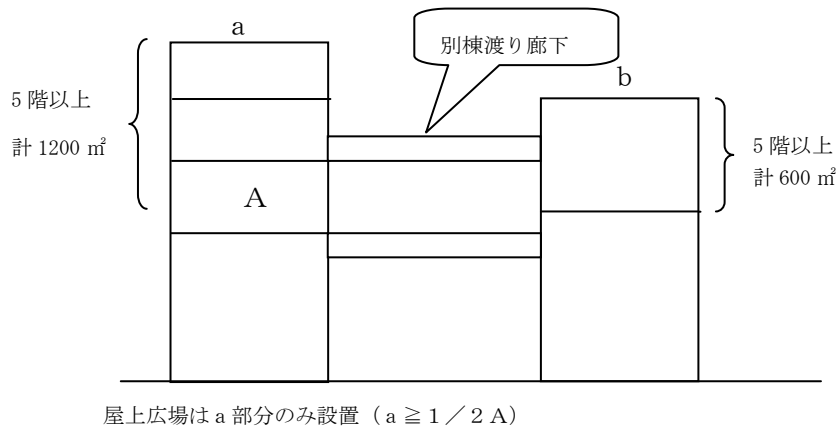


第4-10図 個室の外開き戸に自動閉鎖措置を必要としない例 (その2)

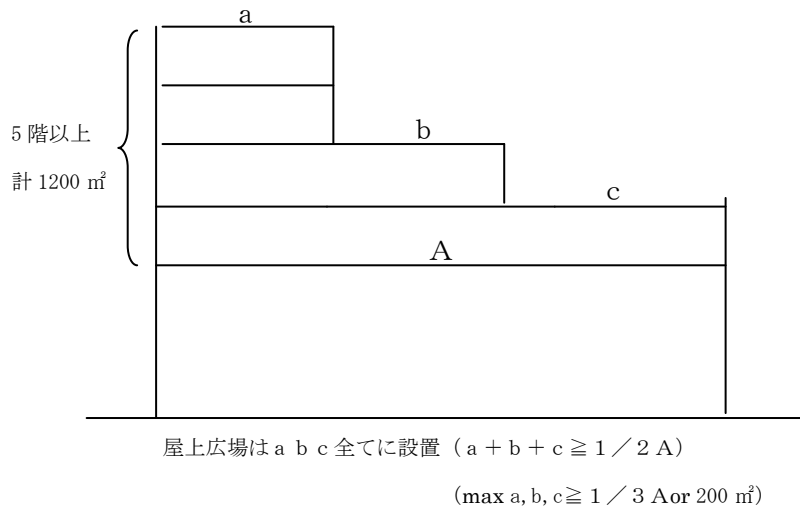
【避難通路の両側に個室がある場合】



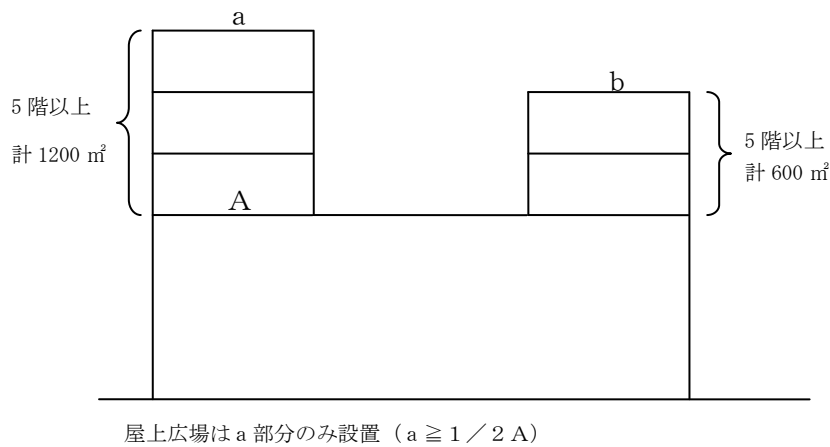
第4-11図 屋上広場の別棟規制



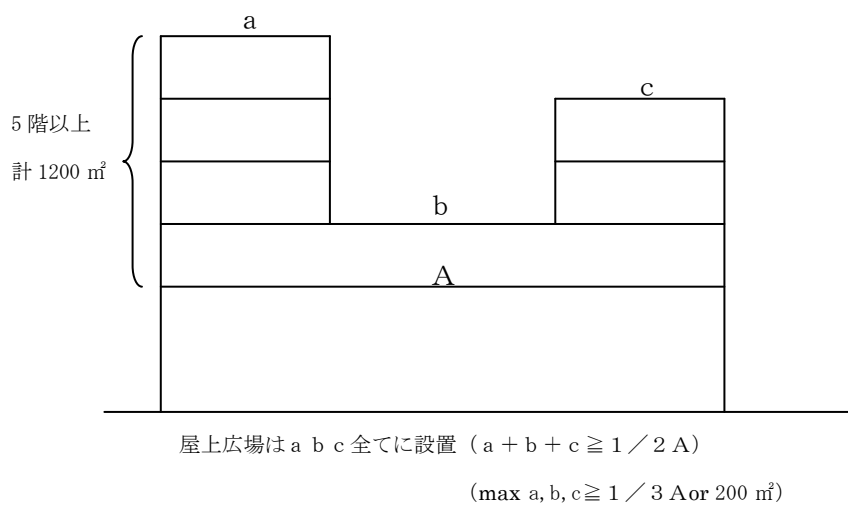
第4-12図 屋上広場の面積算定



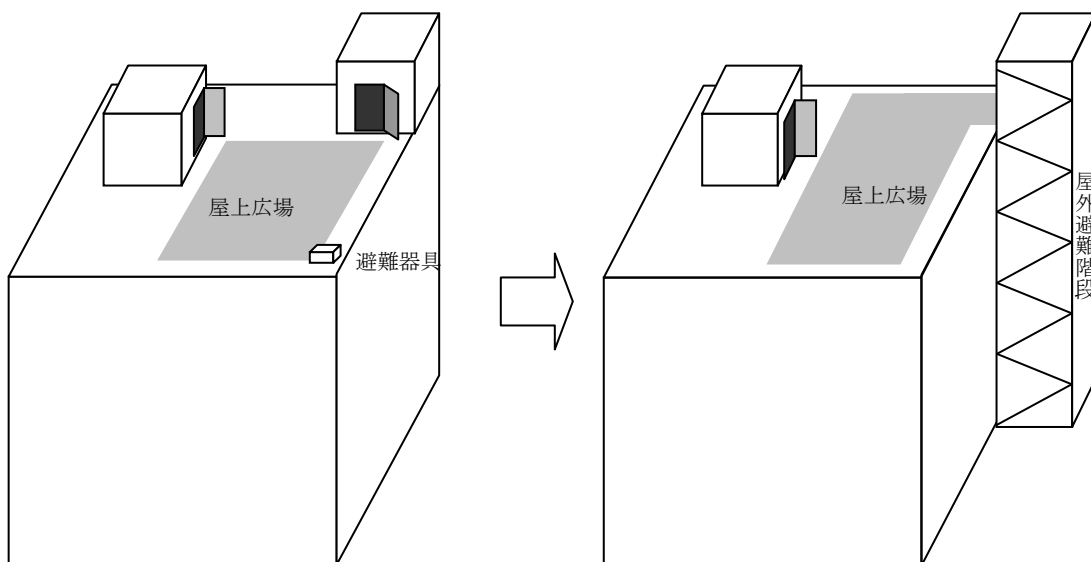
第4-13図 特殊建築物の屋上広場 (その1)



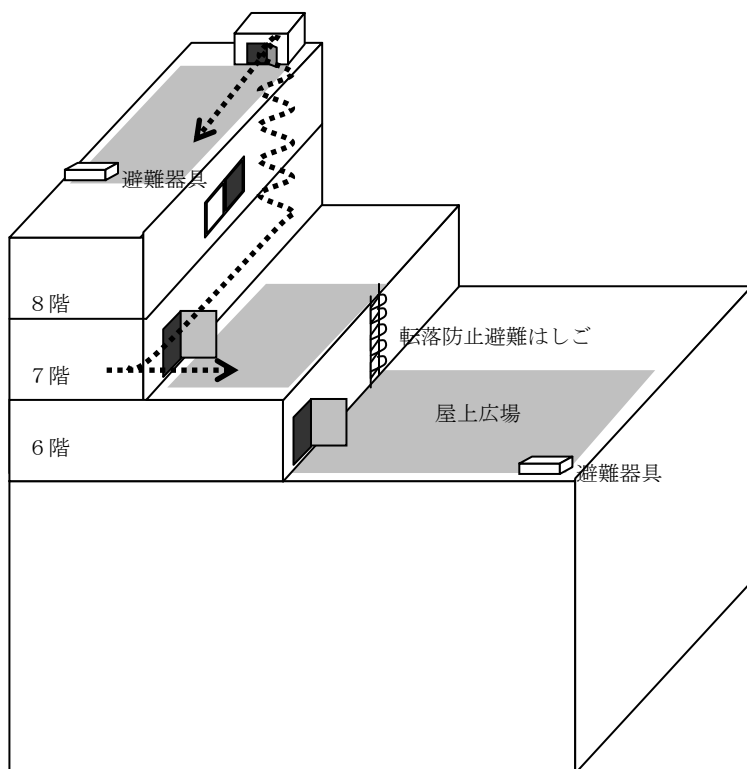
第4-14図 特殊建築物の屋上広場（その2）



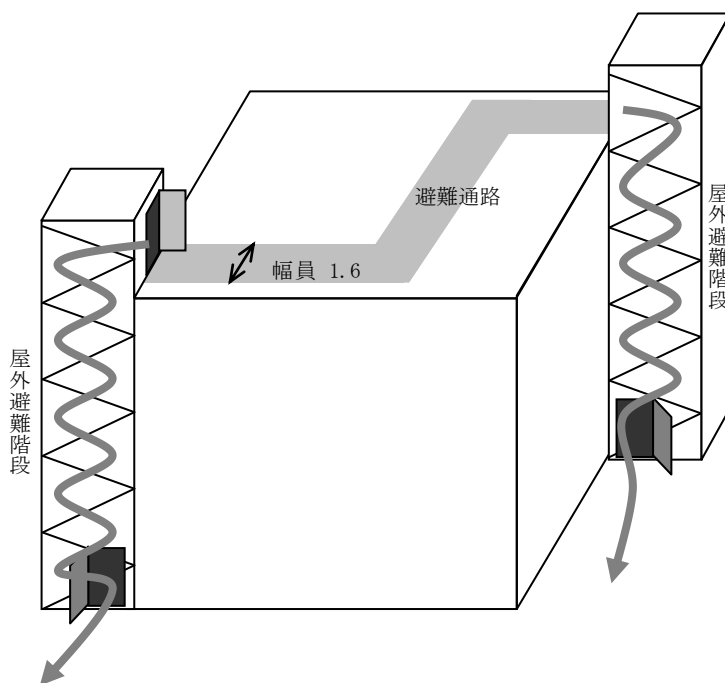
第4-15図 避難器具緩和（その1）



第4-16図 避難器具の緩和（その2）

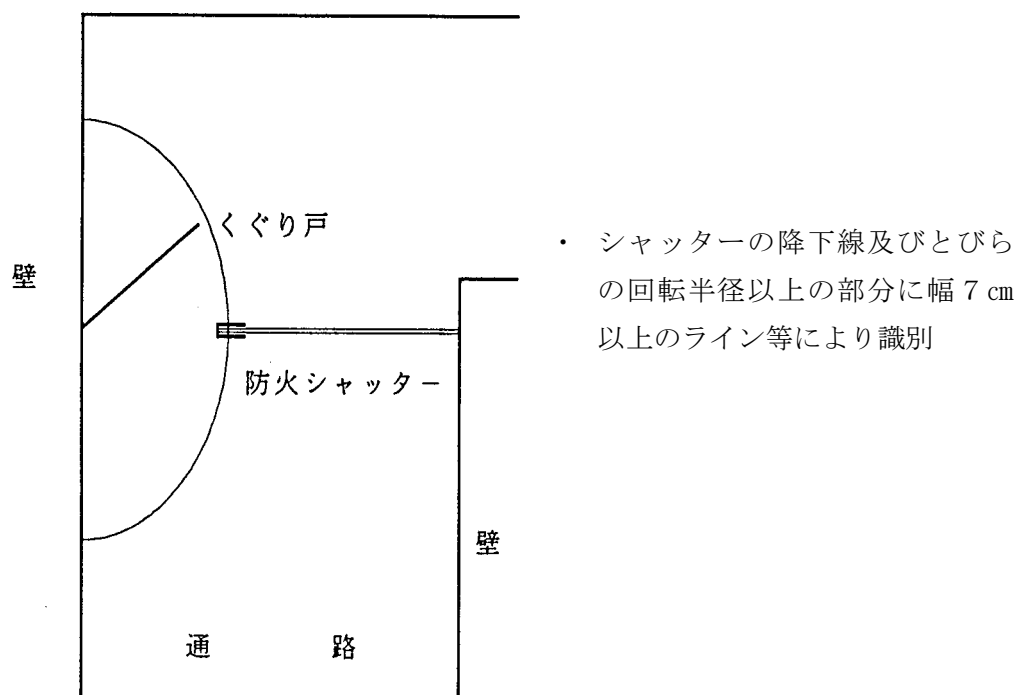


第4-17図 屋上広場の免除

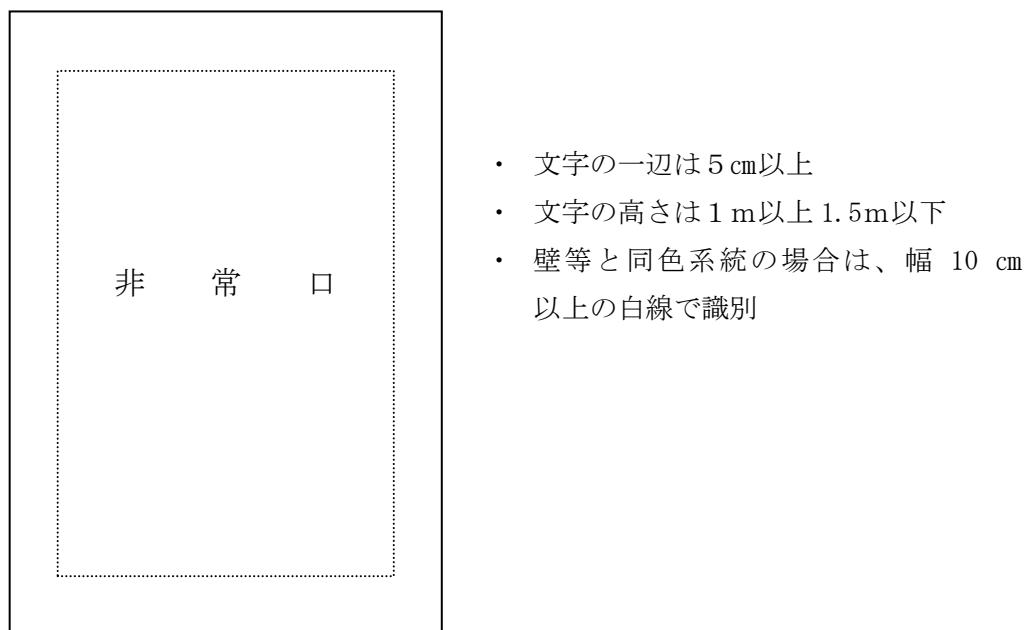




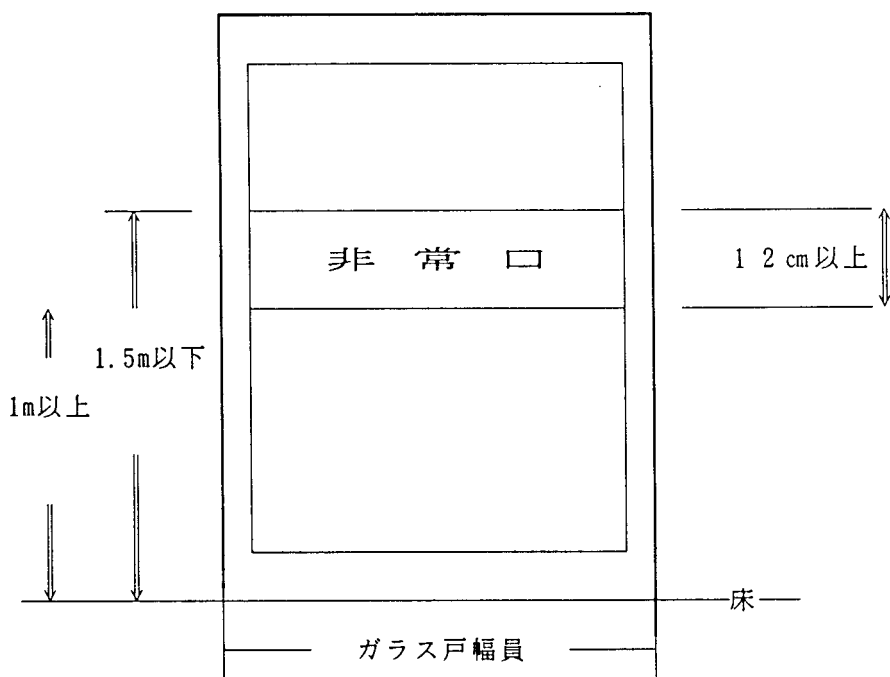
第4-18図 避難口のとびら等の床面の表示



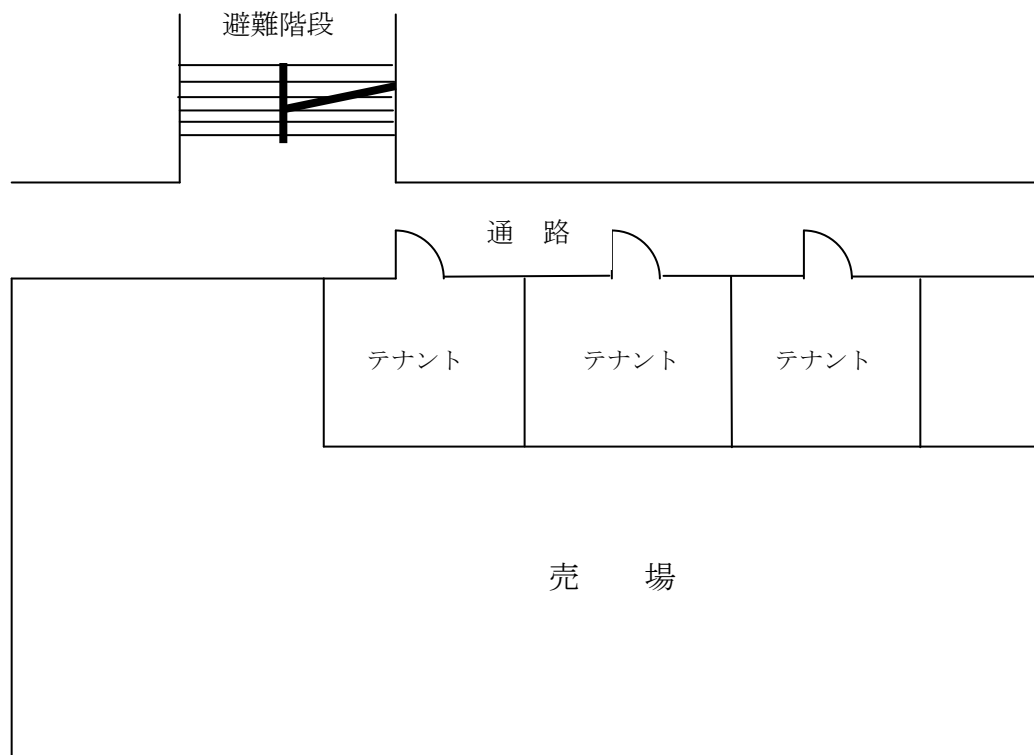
第4-19図 避難口のとびら等の表示（緑の全面表示の場合）



第4-20図 避難口のとびら等の表示（緑の部分表示の場合）



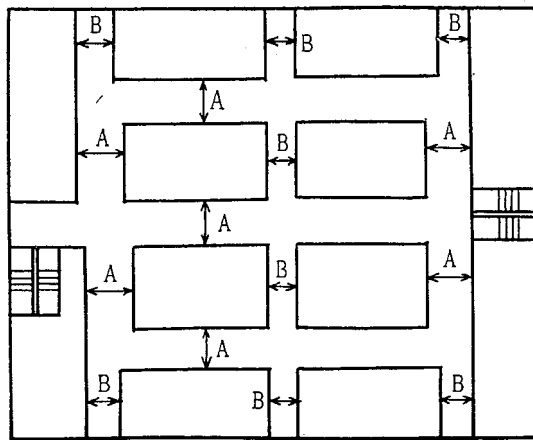
第4-21図 避難階段に通ずる通路に通じるテナントのとびら



別記 避難通路の設け方 (例)

1 主要避難通路及び補助避難通路の設置は次によること。(例1参照)。

例1



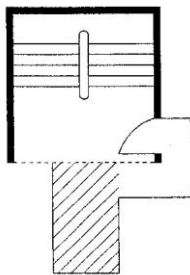
A (主要避難通路)	幅	売場又は展示部分の床面積
	1.2m以上	150 m <sup>2</sup> 以上
	1.6m以上	300 m <sup>2</sup> 以上
B (補助避難通路)	1.2m以上 (売場又は展示部分の床面積が 600 m <sup>2</sup> 以上の場合に、一の売場の区画が 300 m <sup>2</sup> 以下となるように設けること。)	

2 避難口が複数ある場合の避難通路の保有は次によること。

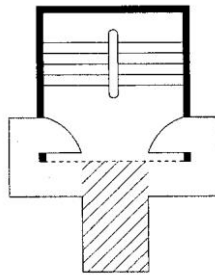
(1) 一の避難口に出入口が複数ある場合は次によること。

主要避難通路は一次的にシャッター等幅員の大きい出入口に通じさせ、そで扉等幅員の小さい出入口には二次的に補助避難通路を保有すること。(例2の1から例2の3参照)。

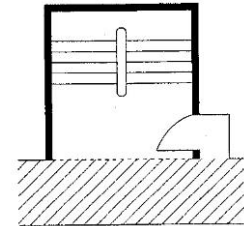
例2の1



例2の2

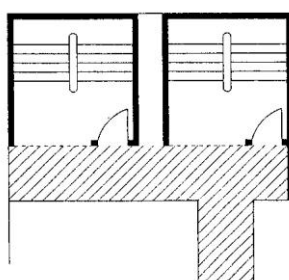


例2の3

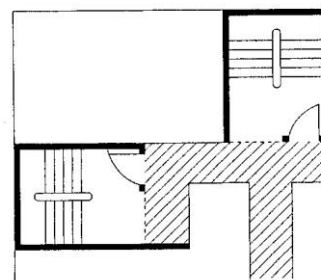


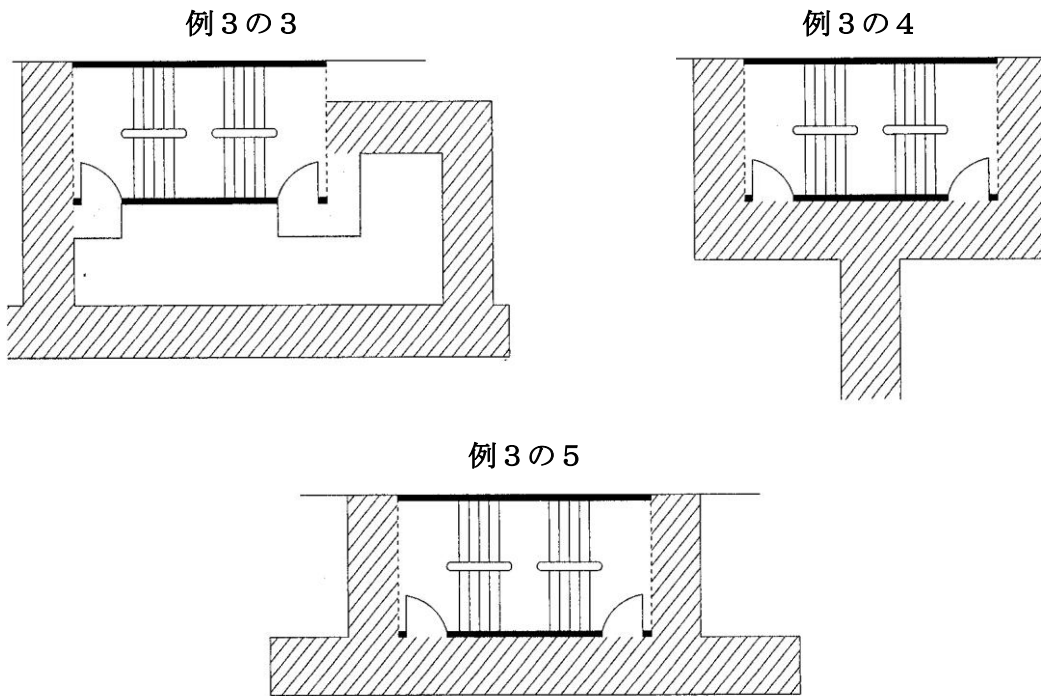
(2) 避難口が隣接している場合は原則として、次により保有すること。(例3の1から例3の5参照)

例3の1



例3の2





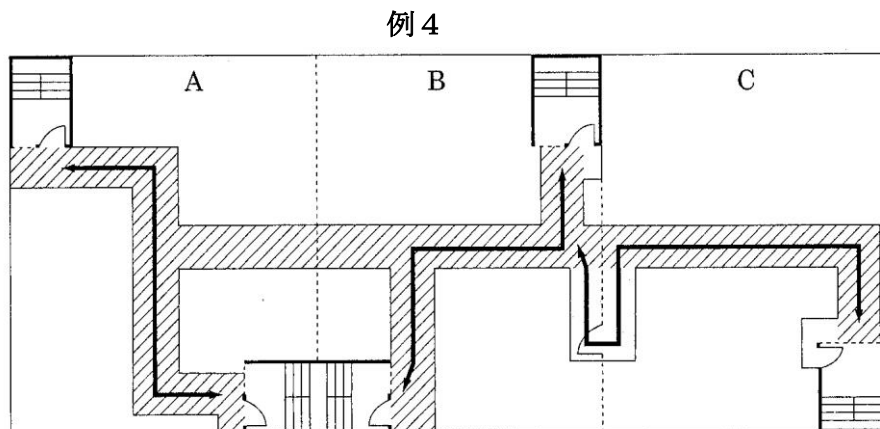
3 防火区画（建基政令第112条第1項に規定する防火区画をいう。）されている階における避難通路の保有は次によること。

(1) 防火区画内で2方向避難ができる場合

階全体の主要避難通路が防火区画により分断され、その防火区画部分ごとに2方向避難が確保できる場合は、支障ないものとする。（例4-A、B参照）

(2) 防火区画内で2方向避難ができない場合

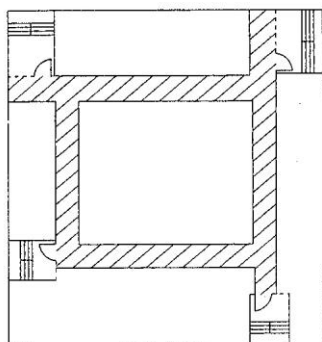
階全体の主要避難通路が防火区画のシャッターにより分断される場合は、直近のくぐり戸等に通じる補助避難通路をシャッターの両面に保有するものとする。（例4-C参照）



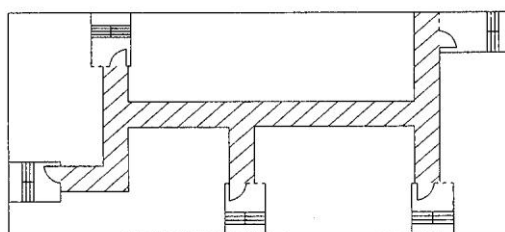
4 主要避難通路の配置は、ループ状又は棒状とすることが望ましいものであるが、その判断は次の条件によること。（例5の1、例5-2参照）

- (1) 売場の形態
- (2) 売場の規模
- (3) 避難口の位置
- (4) 売場のレイアウト

例5の1



例5の2



主要避難通路

凡例 補助避難通路

避難道線